

沖縄県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和4年3月

(令和4年9月変更)

沖 縄 県

目 次

第1章 基本方向.....	1
第1節 基本的な事項.....	1
1. 計画策定の意義.....	1
2. 計画の性格.....	1
3. 計画の期間.....	2
4. 計画の目標.....	2
5. 計画の達成状況の評価に関する事項.....	2
第2節 施策展開の基本方針.....	3
第2章 施策の展開.....	4
第1節 生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備.....	4
1. 生活環境の整備.....	4
2. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進.....	9
3. 教育の振興.....	15
4. 保健医療の確保.....	17
5. 子ども・子育て支援の充実、高齢者等の福祉の向上及び増進.....	20
6. 地域文化の振興等.....	22
7. 集落の整備.....	24
第2節 地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化.....	25
1. 産業の振興.....	25
第3節 施策展開を支える取組の推進.....	31
1. 移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成.....	31
2. 地域における情報化.....	33
第4節 過疎市町村等に対する援助.....	35
【参考】主な取組の対象市町村一覧表.....	38

第1章 基本方向

第1節 基本的な事項

1. 計画策定の意義

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)(以下「過疎対策法」という。)に基づき公示された過疎市町村は2市3町12村の17団体、また、同法施行令に基づき公示された特定市町村及び特別特定市町村は1町1村の2団体で、これらの計19団体は県下41市町村の46.3%を占め、人口104,282人(令和2年国勢調査)、面積1,208.65km²(令和2年国土地理院)で、県人口の7.1%、県土の53.0%を占めている。(以下、過疎市町村に特定市町村及び特別特定市町村を加えた市町村又は地域を「過疎市町村等」又は「過疎地域等」という。)

本県の過疎地域等の多くは小規模な離島及び本島北部の山間地であることから、地理的・自然的条件からくる不利性の壁は厚く、地域の持続的な発展のための基礎条件の整備はいまだ不十分で、なお、多くの格差が存在している。加えて、以前のような人口の激減状況は緩和されたものの、地域の担い手となる若者の慢性的な流出や高齢化の進行等により、産業活動や社会活動の停滞が懸念されている。

一方、本県の過疎地域等は、広大な海域に点在し、多様な特色を有する離島地域と、世界的に貴重な野生生物の宝庫と言われている「やんばる」地域にある。これらの地域は、亜熱帯性の気候風土の下で、食料の供給、水源の涵養、自然環境の保全、いやしの場の提供といった多面的・公益的機能を有しており、県民生活にとって重要な役割を果たしているほか、離島地域にある過疎市町村等については、排他的経済水域や海洋資源等を有しており、国家的利益の確保に大きな役割を果たしている。

また、東京圏への人口の過度の集中により大規模な災害、感染症等による被害に関する危険の増大等の問題が深刻化している中、国土の均衡ある発展を図るため、過疎地域等の担うべき役割は、一層重要なものとなっている。

その他、近年、価値観の多様化や社会情勢の変化に伴い、物質的な豊かさや利便性を求めることから、心の豊かさや自然とのふれあいなど、ゆとりや潤いのある生活への志向が高まっている。今後、過疎地域等の持続的発展を進めるに当たっては、地域毎に異なる個性豊かな自然環境、文化、歴史的遺産等の魅力を積極的に評価し、これらを同地域が持つ「ソフトパワー」として具現化していく取組が重要である。

このような背景や課題を踏まえながら、沖縄県過疎地域持続的発展方針に基づき本計画を策定し、県の取組等を明らかにする。

2. 計画の性格

本計画は、過疎対策法第9条の規定に基づく過疎地域持続的発展都道府県計画であるほか、新・沖縄21世紀ビジョン基本計画の過疎対策に係る個別計画としての性格も有する。

3. 計画の期間

この計画の期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とする。
なお、必要に応じて計画期間内においても、計画の見直しを行うものとする。

4. 計画の目標

本計画における施策展開を過疎市町村等と連携しながら推進することにより、沖縄県過疎地域持続的発展方針で定めた過疎対策の理念である『過疎地域等における持続可能な地域社会の形成及び地域資源等を活用した地域活力の更なる向上（過疎地域等の持続的発展）』の実現を目指す。

本計画においては、本県の過疎地域等が目指すべき姿を指向しつつ、「生活基盤の充実と条件不利性の克服等による定住条件の整備」と「地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化」を推進するとともに、施策展開を下支えする、移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成や情報通信基盤の整備・ICTの活用等を展開することで、過疎地域等がそれぞれの個性と潜在力を発揮する、活力と希望にあふれる地域社会を実現することを目標とする。

本計画の目標実現のために実施される諸施策事業の成果等を前提に、令和7年における本県の過疎地域等の人口を展望すると、9.7万人以上を維持することが見込まれる。

【参考】

	基準値 (R2)	計画の展望値 (R7)	将来推計人口 (R7)
過疎地域等の人口	9.9万人	9.7万人	9.3万人

注1：基準値 (R2) は、令和2年国勢調査における人口

注2：計画の展望値 (R7) は、令和4年1月に沖縄県と沖縄県振興審議会が取りまとめた次期沖縄振興計画（案）の第7章「1 社会分野における展望値」の令和13年の本県総人口の展望値148.6万人の令和7年時点における人口

注3：将来推計人口 (R7) は、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年推計）」における人口

注4：合併前の旧市町村区域のデータが抽出できないため、「過疎地域等の人口」は一部過疎地域（南城市旧知念村区域）を含まない数値を記載

5. 計画の達成状況の評価に関する事項

本計画で定める主な事業は、沖縄21世紀ビジョン実施計画及び新・沖縄21世紀ビジョン基本計画に基づく実施計画（以下「実施計画」という。）の主な取組と同一であることから、毎年度、全庁的に行われる実施計画の検証作業において、PDCAサイクルによる改善等を行う。

計画期間の最終年度には、実施計画の検証結果を踏まえ、庁内で組織する沖縄県離島過疎地域振興対策会議において、本計画の達成状況进行评估する。

第2節 施策展開の基本方針

今後の本県の過疎対策の施策展開においては、「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」、「次代を拓く持続可能な島づくり計画」、「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画（沖縄県まち・ひと・しごと創生総合戦略）」及び「沖縄県SDGs 実施指針」等を踏まえ、『環境との調和に十分に配慮しつつ、「生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備」と「地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化」』を基本方針とする。また、基本方針を下支えし、過疎地域等の持続的発展を進めるため、移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成や情報通信基盤の整備・ICTの活用など、施策展開を支える取組を推進する。これらの基本方針等に基づき、施策展開に当たっては、沖縄らしいSDGsに沿って取り組み、生態系を破壊せず環境容量の範囲で推進するなど、社会・経済・環境が調和する持続可能な海洋島しょ圏の形成を念頭に置きながら、「生活環境の整備」、「交通施設の整備、交通手段の確保の促進」、「教育の振興」、「保健医療の確保」、「子ども・子育て支援の充実と高齢者等の福祉の向上及び増進」、「地域文化の振興等」、「集落の整備」及び「産業の振興」並びに「移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成」、「地域における情報化」の諸施策をハードとソフトの両面から推進する。

また、過疎市町村等は、行政の規模が小さく、職員数が限られているという課題があることから、県においては、過疎市町村等の相互連携に必要な連絡調整や人的、技術的な補完に必要な支援等に取り組む。

図1 施策展開の基本方針



第2章 施策の展開

第1節 生活基盤の充実と不利性の克服等による定住条件の整備



1. 生活環境の整備

(1) 施策展開

生活環境の整備は、住民が健康で文化的な生活を営み、若者の定住促進、循環型社会を実現し、快適な生活の確保と公衆衛生の向上及び地域の環境保全、防災・減災対策を図る上で極めて重要であることから、以下の事項について取り組む。

「自然環境の保全及び再生」

貴重な野生動植物の生息・生育地、生物多様性に富み学術的価値の高い植物群落、美しいサンゴ礁等の豊かな自然環境を有する陸域及び水域については、かけがえのない国民的資産であるという認識の下、これを良好な状態で次世代に継承するため、自然環境の保全、再生、継承及び持続可能な利用を目指し取り組む。特に、沖縄島北部及び西表島の世界自然遺産登録地は、希少な固有種が数多く生息・生育する自然環境が非常に豊かな地域であり、普遍的価値の維持と適正利用の両立をより図ることとする。

「水道施設、下水道処理施設等の整備」

水道施設については、水道水の安定給水に向けては、新規需要への対応、災害に強い施設整備、老朽化施設の更新等を計画的に実施する。さらに、小規模水道事業の運営基盤の強化を図り、安全・安心な水道水を安定的に将来にわたって供給できる水道の構築のため、多様な形態の水道広域化に取り組む。

下水道処理施設については、特定環境保全公共下水道事業をはじめ農業集落排水施設及び漁業集落排水施設の整備を促進するとともに、水質保全への意識向上を図りながら地域の状況に応じた効率的、効果的な下水道等の整備を促進する。また、生活排水の総合的な対策を進めるため、各町村及び関係機関との連携を強化し、合併処理浄化槽の計画的な整備を促進する。特定環境保全公共下水道事業においては、終末処理場など主要な施設について事業費、技術力等を勘案し、必要経費の負担等について関係市町村と協議の上、県代行による事業の推進を図る。

「ごみ処理施設等の整備」

ごみ処理施設の整備については、国及び各市町村と連携し、計画的にごみ処理施設の整備を促進する。

海岸漂着物については、効率的な回収体制の構築、継続的な回収処理の実施に取り組むとともに、国の海岸漂着物等地域対策推進事業費補助金を活用し、市町村が行う回収・処理、発生抑制対策事業を支援する。

「公園、公営住宅の整備」

都市公園の整備更新については、宮古広域公園の整備に取り組むとともに、既存公園の更新等を計画的に実施する。

公営住宅整備については、離島地域における低額所得者、高齢者等に対し、安心安全な公営住宅の提供を目的に、建替を中心に整備事業を実施する。

「消防・防災体制の充実」

消防・防災体制の充実については、消防ポンプ自動車、小型動力ポンプ、救急自動車等及び防火水槽等の消防水利の整備を促進するとともに、消防団員の装備等の充実を促進する。住民の連帯意識に基づく自主防災組織を強化し、防火意識の高揚、火災予防活動の強化を図り、消防団員の確保及び資質の向上に努める。また、119番通報受理等を一元的に処理する消防共同指令センターの運用により、過疎地域等を含めた広域的消防体制の連携強化を促進する。

急患搬送については、災害派遣要請等に基づき、自衛隊や海上保安庁の航空機により実施しているため、航空機の安全と添乗医師の確保に努めるとともに、急患搬送が円滑に行えるよう、関係機関との連絡体制の強化を図る。さらに、消防・防災体制の強化を図るため、市町村と連携して消防防災ヘリコプターの導入に取り組む。

「防災・減災対策のための社会基盤の整備」

自然災害による防災・減災対策として、河川護岸等の整備については、大雨時の河川の氾濫を軽減させるため、河川改修事業を実施する。

砂防施設の整備については大宜味村、急傾斜地崩壊防止施設の整備については渡嘉敷村においてそれぞれ自然災害による被害を軽減させるため、砂防事業と急傾斜地崩壊対策事業を実施する。

海岸保全施設の整備については、東村において、台風時の高潮や波浪による集落への越波被害対策として、高潮対策事業を実施する。また、大宜味村、竹富町において、老朽化により機能が確保されていない海岸の老朽化対策事業を実施する。

「再生可能エネルギーの利用推進」

過疎地域等において、低炭素で災害に強い、沖縄らしい島しょ型エネルギー社会の構築を目指すため、事業者との連携の下、再生可能エネルギーの導入拡大や電気料金の上昇抑制に向けた電気の安定的かつ適正な供給の確保に係る措置等に取り組むとともに、エネルギーの自立分散化を推進し、強靱性（レジリエンス）の強化を図る。

「過疎地域等のSS（ガソリンスタンド）への対応」

過疎地域等のSS（ガソリンスタンド）への対応については、住民生活になくってはならない石油製品の安定的な供給を維持するため、過疎地域等のSSの実態把握に努めるとともに、必要に応じて対策を検討する。

「その他、生活環境の整備」

その他、生活環境の整備として、離島住民の割高な船賃及び航空運賃を低減する沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業を実施する。また、沖縄本島から小規模離島を中心とする県内の有人離島へ輸送される石油製品等の輸送経費等を助成し、離島における割高な生活コストの軽減を図る。

(2) 主な取組

施 策 名	事 業 内 容
自然環境の保全及び再生	① 自然環境の保全利用協定締結推進事業 自然環境の過度な利用を防止するため、保全利用協定の締結地域を増やし、地域の自主的な保全と利用の取組を推進する。
	② 外来種対策事業 外来種対策行動計画及び防除計画に基づき、ニホンイタチ、インドクジャク等の外来種を駆除する。
	③ サンゴ礁保全・再生総合対策事業 (R3:サンゴ礁保全再生地域モデル事業) サンゴ種苗の生産、植付、環境保全活動、環境教育等を一体化し、地域が主体となって自立的に運営できるサンゴ礁保全再生活動の体制を構築する。
	④ 指定管理鳥獣捕獲等事業 慶良間諸島では野生化した外来のニホンイノシシによる農作物及び生態系への被害が深刻化していることから、当該イノシシの捕獲・根絶に向けた取組を実施する。
	⑤ 世界自然遺産保全・適正利用推進事業 (R3:世界自然遺産登録推進事業) 世界自然遺産登録地の生物多様性の保全と適正利用を推進するため、希少種の交通事故や密猟対策、オーバーツーリズム対策などを実施する。
	⑥ マングース対策事業 世界自然遺産登録地である沖縄島北部の希少種の保護と生態系の保全を図るため、マングースの捕獲と希少種の回復状況調査を実施する。

施 策 名	事 業 内 容
ごみ処理施設等の整備	① 離島廃棄物適正処理促進事業 離島の廃棄物処理の構造的不利性を解消するため、令和2年度に実施した設備導入実証試験を踏まえた廃棄物処理設備の導入について補助する。あわせて離島市町村廃棄物処理担当者向けの相談窓口を設置し実証する。
	② 海岸漂着物等地域対策推進事業 大量の海外由来のごみが県内海岸に漂着している状況に鑑み、漂着量等の調査及び海岸管理者として回収・処理を推進するとともに、市町村が行う回収・処理、発生抑制対策事業に対する補助を行う。
公園、公営住宅の整備	① 都市公園整備事業 宮古広域公園整備事業 約50.2ha
	② 公営住宅整備事業 県営平良南団地建替、県営平良北団地建替
消防・防災体制の充実	① 消防防災ヘリ導入推進事業 消防防災体制の強化を図るため、市町村と連携して消防防災ヘリの導入に取り組む。
防災・減災対策のための社会基盤の整備	① 河川改修事業 大保川、満名川、謝名堂川及び田原川河川改修事業
	② 砂防事業 饒波川砂防事業 流路工 L=1.46km 小兼久川通常砂防事業 砂防堰堤2基
	③ 急傾斜地崩壊対策事業 渡嘉敷(3)(4)地区急傾斜地崩壊対策事業 法面对策工、土砂防護柵工
	④ 高潮対策事業 有銘海岸の護岸嵩上げ L=720m
	⑤ 海岸堤防等老朽化対策緊急事業 塩屋港海岸(白浜地区)の護岸改良 L=189m 船浮港海岸(船浮地区)の護岸改良 L=309m

施 策 名	事 業 内 容
再生可能エネルギーの利用推進	① 島しょ型エネルギー社会基盤構築事業 エネルギーマネジメントシステムの活用により離島*における再エネ導入拡大を目指す民間事業者の取組を支援することにより、県内離島の再エネの導入拡大を促進する。（*離島とは、電気事業法施行規則別表第一に示される離島を指す。）
過疎地域等のSS（ガソリンスタンド）への対応	① 石油製品輸送等補助事業 沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の輸送経費に対して補助する。 ② 地域づくり推進事業 市町村や持続可能な地域づくりに取り組む人材等の交流・連携・協働を促進し、自主・自立した地域づくりを推進する。 ③ 離島・過疎コミュニティビジネス支援事業 （R3:小さな拠点づくり支援事業） 離島や過疎地域における住民サービスの維持や産業の振興による雇用創出など持続的な地域コミュニティの維持・再生のため、地域住民の創意工夫によるコミュニティビジネスの構築を支援する。
その他生活環境の整備	① 沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業 離島住民等の割高な船賃及び航空運賃を低減することで、移動に伴う負担を軽減する。 ② 石油製品輸送等補助事業【再掲】 沖縄本島から県内離島へ輸送される石油製品の輸送経費に対して補助する。 ③ 緊急時生活物資航空機輸送費補助事業 沖縄本島から南北大東島へ航空機で輸送される食品等の生活物資の輸送経費を補助する。 ④ 水源地域環境保全事業 本島における水資源の安定的確保及び水質保全を図るため、市町村が水源地域特有の行政需要として実施する事業に対し、助成を行う。



2. 交通施設の整備、交通手段の確保の促進

(1) 施策展開

本県の過疎地域等は、沖縄本島北部と広大な海域に点在する多くの離島地域にあるため、交通施設の整備と交通手段の確保を促進することは、地理的不利性を克服し、地域住民の生活の安定と産業、定住条件の整備を進める上で不可欠であることから、以下の事項に取り組む。

「港湾、空港の整備」

港湾の整備については、輸送需要の増大と輸送形態の効率化に対応する港湾施設の整備を推進するほか、海上交通の安全性・安定性の確保及び防災・減災対策などの港湾機能の強化を図る。さらに、ユニバーサルデザインに対応した港湾空間の形成及び多様化し増大する海洋レクリエーション需要やクルーズ等に対応した施設の整備、漁船、遊漁船等の活動を支援する小型船だまりの整備、北部拠点港湾としての特定地域振興重要港湾等の整備を推進するとともに、AI、IoTを活用したスマートポート化への対応など、ハード・ソフトの両面から総合的な港湾機能の強化に取り組み、港湾利用者及び地域住民が親しみ憩える自然環境を生かした港づくりを進める。

空港の整備については、航空路がまだ確保されていない離島における空港の必要性について、引き続き検討する。また、既存空港については、航空路の維持や安全の確保に必要な空港施設の更新整備と機能向上に取り組み、利用促進を検討・推進し、離島航空路の維持・拡充に努める。

「県道及び市町村道等の整備」

国道の整備については、日常の生活の中心となる都市や観光施設等へのアクセスを向上させる道路整備を推進していく。

県道の整備については、定住条件の一層の改善を図り、誇りの持てる自立的な地域づくりを支援する観点から、生活基盤の充実を図るため地域特性に配慮した道路を整備するとともに、離島の過疎地域等においては生活圏の一体化を目指す離島架橋の検討を行う。

基幹的な市町村道については、事業費、技術力等を勘案し、必要経費の負担等について関係市町村と協議の上、県代行事業として整備を図っていく。

「農道等の整備」

農道等の整備については、生産の近代化と流通機構の合理化等、生産性の向上を図る観点から選択的に整備を進める。また、市町村が対応困難な基幹的農道等については、産業の振興を図るため、必要経費の負担等について関係市町村と協議の上、県の代行により整備を促進する。

「交通確保対策」

航空交通については、引き続き、運航費及び航空機購入費について国と協調して補助するとともに、国庫補助対象外路線の運航費についても県独自の補助を実施する。また、県管理空港における着陸料の軽減措置等、過疎地域等の住民の航空運賃の負担軽減を図るための支援に取り組む。

陸上交通については、引き続き、国及び関係市町村と協調しながら確保・維持に努め、空港、港湾、市街地等との有機的な結節等を図るため、地域の特性に合わせた地域内交通手段の導入を促進するとともに、地域住民の安全・安心と利便性を支えるシームレスな陸上交通体系の構築を図る。また、交通環境の変化に伴う地域の交通実態に即した交通安全施設等の整備、交通安全意識の普及・啓発及び交通規制等を実施して交通の安全と円滑化を図る。

海上交通については、国及び関係市町村との連携を図りながら、離島航路の確保・維持に努めるとともに、経営の健全化及び適正な運航サービスの提供を促進する。あわせて、老朽化した船舶の計画的な更新を支援することにより、離島船舶の運航の安定化及び離島の定住条件の整備を図る。

(2) 主な取組

施 策 名	事 業 内 容
港湾の整備	①前泊港 防波堤、岸壁等 ②仲田港 岸壁等 ③伊江港 波除堤、岸壁等 ④本部港 泊地、岸壁等 ⑤水納港 防波堤、泊地、船揚場等 ⑥兼城港 泊地、岸壁、物揚場等 ⑦栗国港 岸壁、物揚場等 ⑧渡嘉敷港 波除堤等 ⑨座間味港 泊地、物揚場等 ⑩慶留間港 波除堤等 ⑪北大東港 泊地、岸壁 ⑫南大東港 泊地、岸壁等 ⑬多良間港 岸壁等 ⑭白浜港 泊地、物揚場、船揚場等 ⑮船浦港 屋根付き利便施設 ⑯祖納港 波除堤、岸壁等

施 策 名	事 業 内 容
空港の整備	①伊平屋空港 新設整備 ②伊江島空港 安全対策(RESA) ③宮古空港 安全対策(RESA) 更新改良(照明施設、電源施設) ④下地島空港 更新改良(照明施設、電源施設) ⑤久米島空港 安全対策(RESA) 更新改良(照明施設、電源施設) ⑥与那国空港 更新改良(照明施設) ⑦北大東空港 安全対策(RESA) 更新改良(滑走路、誘導路、エプロン、照明施設) ⑧南大東空港 安全対策(RESA) 更新改良(滑走路、誘導路、エプロン、照明施設) ⑨栗国空港 更新改良(照明施設、電源施設) ⑩波照間空港 更新改良(照明施設) ⑪多良間空港 安全対策(RESA) 更新改良(照明施設、電源施設) ⑫慶良間空港 更新改良(照明施設、電源施設)

施 策 名	事 業 内 容			
	事業種名	路 線 名	幅員m	延長m
国 道 (県管理分)	改築 電線共同溝	①国道449号(本部北道路)	25.0～30.0	8,495
		②国道331号(塩屋工区)	10	760
		③国道390号	—	—
		3 路線 (※については路線数重複)		9,255
県 道	改築 電線共同溝	①平良下地島空港線	12.0	7,700
		②下地島空港佐良浜線	12.0	700
		③久米島一周線 (比嘉～島尻)	16.0～10.0	1,700
		④城辺下地線 (下里添～与那覇)	11.5	7,100
		⑤与那国港線	9.5	300
		⑥名護本部線	18.0	1,500
		⑦マクラム通り線	16.0	340
		⑧市場通り線(西仲宗根)	16.0	230
		⑨マクラム通り線(下里工区)	16.0	550
		⑩久松線	12.0	120
		⑪久米島空港真泊線	—	—
		⑫平良久松線	—	—
		⑬保良西里線	—	—
		⑭県道114号線	—	—
		⑮平良親里線	—	—
		⑯平良下地島空港線	—	—
		16 路線		20,240

施 策 名	事 業 内 容			
	事業種名	路 線 名	幅員m	延長m
県 道	公共交通安全	①久米島空港真泊線 歩道整備	—	—
		②北南線 歩道整備	—	—
		③栗国港線 歩道整備	—	—
		④与那国島線 歩道整備	—	—
		4 路線		—

施 策 名	事 業 内 容
航空交通の確保	① 離島空路確保対策事業 離島航空路線の運航費及び航空機購入費について国と協調して補助する。
	② 離島交通ヘリコプター活用支援事業 船舶欠航時等におけるヘリコプターチャーター料金に補助する。
陸上交通の確保	① バス路線補助事業 過疎地域の生活の足として必要なバスの路線を確保するため、運行費及び車両購入費に対する補助を行う。
	② 交通安全施設(公安委員会分) 交通の安全と円滑を図るため交通安全施設の維持管理を行う。
	③ 運転免許出張試験 過疎地域住民の自動車運転免許取得の利便を図るため、運転免許の出張試験を実施する。
	④ 高齢者講習の出張講習 過疎地域に住む70歳以上の住民の自動車運転免許更新の利便を図るため、高齢者講習の出張講習を実施する。
海上交通の確保	① 離島航路補助事業 離島航路の確保・維持のため、離島航路の運航により生じた欠損額について、国、市町村と協調して補助する。

施 策 名	事 業 内 容
	② 離島航路運航安定化支援事業 離島船舶の確保・維持により離島の定住条件の整備を図るため、船舶の建造又は購入に係る費用について補助する。



3. 教育の振興

(1) 施策展開

過疎地域等における学校教育は、小規模校、少人数学級、複式学級が増加していく傾向にあることから、地域特性を生かした創意ある指導方法の改善や非常勤講師の派遣による複式学級の教育改善支援、情報教育環境の整備に努めるとともに、以下の事項に取り組む。

「公立小中学校等教育施設の整備」

高等学校の教育施設については、老朽化の著しい建物の改築を年次的に図っていく。学校の統合等については、市町村教育委員会の主体的な判断を尊重し、適切に対応していく。へき地教員住宅は、全体的には、ほぼ必要戸数を満たしているが、実態を考慮し、市町村との調整を図りながら整備を促進する。

「社会教育施設、社会体育施設の整備」

社会教育施設については、地域における社会教育の拠点として住民の学習と活動を支援する役割に加え、地域コミュニティの活動拠点等としての役割も期待されることから、地域の実情に応じた施設の配置及び整備を促進する。また、公民館図書室等で図書館の代替を実施している町村に対しては、蔵書の拡充や司書等の専門職の配置等を促進することにより、読書環境の充実にに向けた取組を推進する。

社会体育施設については、それぞれの地域の実情に即した施設整備を促進する。また、各市町村に総合型地域スポーツクラブの設置を促進し、地域住民が身近な地域でスポーツに親しむことができるよう推進する。

「教育の機会均等の確保」

高等学校が設置されていない離島からの高等学校への進学に対しては、寄宿舍と交流機能とを併せ持った施設の運営や通学、居住に要する経費の支援を行う。また、高校卒業後の進学に対しては、高等教育の修学支援新制度の適正な運用を行うなど、必要な支援に取り組む。さらに、離島における児童生徒が、スポーツ、文化芸術の教育活動で県内外に派遣される際の経済的負担軽減に努める。

(2) 主な取組

施 策 名	事 業 内 容
県立高等学校の教育施設の整備	① 県立久米島高校 校舎整備 1校
教育の機会均等の確保	① 離島児童生徒支援センター運営事業 高校進学する際の生徒の寄宿舎としての機能及び小・中・高校生の交流機能を併せ持つ施設を運営する。
	② 学校体育関係団体補助事業 中学生、高校生の九州・全国大会について、県中学校体育連盟及び高等学校体育連盟を通して派遣費等を支援する。
	③ 青少年文化活動事業 中高生の文化芸術活動に係る県内外への派遣を支援する。
	④ 離島高校生修学支援事業 高校未設置の離島出身の高校生を対象に、居住や通学に要する経費を支援する。
	⑤ 複式学級教育環境改善事業 複式学級の環境改善を図るため、複式学級を有する小学校へ学習支援員としての非常勤講師を派遣する。
	⑥ 私立専修学校授業料等減免事業 家庭の経済状況に関わらず、意欲ある子どもたちが社会で自立し、活躍することができる人材を育成する専修学校に修学することができるよう、授業料及び入学金を減免する専修学校に対して補助する。



4. 保健医療の確保

(1) 施策展開

地域住民の健やかな暮らしと安心を支えるためには、地域の実情に応じた総合的な保健医療提供体制を確保する必要があることから、以下の事項に取り組む。

「医療の確保」

医療の確保については、離島・へき地診療所の整備を進めるとともに、医学生に対する修学支援や県立病院専攻医養成事業の実施等により医師をはじめとする医療従事者の確保を図る。同時に、離島・へき地診療所では治療が困難な高度又は専門的な疾患等に対応するため、離島からの救急患者を搬送するドクターヘリなどの運航、ヘリコプター等航空機に沖縄本島、宮古島及び石垣島の病院から医師等を添乗させる事業を実施し、救急患者搬送体制の充実強化を図るとともに、二次保健医療圏の中核病院を中心とした広域的な医療提供体制の整備を推進する。

無医地区、無歯科医地区については、へき地医療拠点病院による巡回診療、派遣医師制度の活用、診療所の施設や設備の整備、ドクターヘリなどの航空機による急患搬送を円滑に実施する等、医療体制の充実強化に努める。

離島・へき地診療所では十分な対応が困難な眼科、耳鼻咽喉科等の特定診療科については、二次保健医療圏の中核病院を含むへき地医療拠点病院等の医療機関と連携した巡回診療等を実施することで過疎地域等の住民の受診機会の確保を図る。このほか、離島・へき地における保健医療の情報格差を是正し、医療サービスの向上を図るため、インターネット等を活用し県立病院と16箇所の離島診療所を情報通信網で結び、医療情報の収集や医療相談を行うなど医療情報システム整備事業の実施や、ICTの活用等により地域医療連携の推進を図る。

沖縄県離島医療組合が運営する公立久米島病院に対しては、安定的運営ができるよう久米島町とともに継続的に支援していく。

離島に居住する患者等の島外の医療施設への通院に要する経済的負担を軽減するため、旅費の支援を実施し適切な医療を受ける機会の確保を図る。

「地域保健の確保」

地域保健の確保については、保健センター等の整備を促進し、疾病予防、健康診査、健康相談及び機能訓練等の保健事業の円滑な実施を推進する。地域保健活動を担う保健師については、地域住民のニーズに対応した保健指導等の活動が円滑に行えるよう、複数配置体制を推進する。町村が必要な対策を講じてもお保健師を安定的に確保できない地域については、保健活動の円滑な実施や人材の確保及び現任教育等資質向上を図る。

(2) 主な取組

施 策 名	事 業 内 容
医療の確保	① へき地診療所設備整備補助事業 へき地診療所の設備整備費を助成する。
	② へき地診療所施設整備等補助事業 へき地診療所の施設整備費を助成する。
	③ へき地診療所運営補助事業費 へき地診療所の運営費を助成する。
	④ 医師修学資金等貸与事業 地域医療に従事する医師及び医学生を養成・確保する。
	⑤ 自治医科大学学生派遣事業 自治医科大学の運営に係る経費
	⑥ へき地医療支援機構運営事業 沖縄県へき地医療支援機構の運営に係る経費
	⑦ 県立病院医師確保支援事業 (R3: 県立病院医師派遣補助事業、県立病院医師確保環境整備事業) 離島・へき地における地域医療を確保するため、沖縄県病院事業局が実施する各事業に対し補助を行う。
	⑧ 県立病院専攻医養成事業 (交付金事業、単独事業) 離島・へき地の病院、診療所に勤務する医師を養成、確保する。
	⑨ 県立病院医師研修派遣事業 国内外の学会等の研修機会の充実を図ることで離島・へき地の医師の確保を図る。
	⑩ 離島診療所代診医支援事業 (R3: 代診医派遣事業) 県内離島診療所に配置された医師が、研修等により不在になる期間代診医を派遣する。
	⑪ 離島医療体制確保支援事業 (R3: 専門医派遣巡回診療支援事業) 離島における専門医派遣巡回診療を実施する。
	⑫ 離島巡回診療ヘリ等運営事業 小規模離島を対象としたヘリコプター等航空機による専門診療科の巡回診療を実施する。

施 策 名	事 業 内 容
	⑬ 救急医療用ヘリコプター活用事業 救急医療用ヘリコプターを活用して傷病者の救命率の向上、後遺症の軽減を図る。
	⑭ ヘリコプター等搬送体制確保事業 (R3ヘリコプター等添乗医師等確保事業) 急患空輸ヘリ等への添乗医師等の確保を図ることなどにより、県内の救急医療体制を強化・維持する。
	⑮ 医療情報システム整備事業 沖縄県離島・へき地遠隔医療支援システムを運用する。
	⑯ 離島医療体制確保支援事業 (R3離島患者等通院費支援事業) 離島における専門医派遣巡回診療の実施に要する経費
	⑰ 離島医療組合対策事業費 公立久米島病院を管理運営する沖縄県離島医療組合に対する負担金
	⑱ 地域がん診療連携拠点病院機能強化事業 地域がん診療病院に対して補助する。
	⑲ がん医療連携体制推進事業 がんピアサポーターによる相談業務を含む普及啓発及びがん情報の提供等を行う。
	⑳ 地域医療連携推進事業 医療連携体制を構築する。
地域保健の確保	① 特定町村人材確保対策事業 特定町村(16町村)に対する保健師等の人材確保、資質向上を支援する。



5. 子ども・子育て支援の充実、高齢者等の福祉の向上及び増進

(1) 施策展開

次代を担う児童が健やかに生まれ育つための環境づくりや高齢者等の生活の安心を確保するため、以下の事項に取り組む。

「子ども・子育て支援の充実を図るための対策」

子ども・子育て支援の充実については、地域の実情に応じ、保育所等の施設整備等の支援や各種子育て支援事業の実施を促進するほか、子どもの貧困の解消に向けた施策を複眼的もしくは多角的に推進する。

「高齢者等の福祉の向上及び増進を図るための対策」

高齢者福祉施設については、市町村の介護保険事業計画に基づく地域の実情にあった施設整備の支援に取り組む。また、介護サービスの基盤整備を支援するとともに、介護予防や高齢者の権利擁護などに取り組む。さらに、豊富な経験や知識、技術を持った高齢者の社会参加活動を促進するとともに、地域活動やスポーツ・文化活動など多様な活動の支援に取り組む。

障害のある人の地域生活を支える障害福祉サービスの提供や、相談支援体制の充実を図るため、地域のニーズを考慮しながら、人材育成等に努めるとともに、近隣自治体等関係者間の連携を強化し、支援体制の整備を促進する。

その他、少子高齢化の進行や人々の暮らしが多様化する中で、地域共生社会の実現に向けて、地域住民が抱える複雑化・複合化した支援ニーズに対応する断らない相談窓口の設置等、市町村における包括的な支援体制の整備を図る。

(2) 主な取組

施 策 名	事 業 内 容
子ども・子育て支援の充実	① 妊婦乳児健康診査事業 専門医、看護師等を招聘して、相談会及び研修会等を開催し母子保健の地域格差是正を行う。
	② 地域子ども・子育て支援事業 地域における子ども・子育て支援の充実を目的として、保育所等において一時預かり事業等を実施する。

施 策 名	事 業 内 容
	③ 沖縄子供の貧困緊急対策事業 全国に比べ深刻な子どもの貧困に関する状況に対応するため、市町村が配置する子供の貧困対策支援員や居場所の運営者に対する研修等を実施するほか、市町村の居場所への学生ボランティアの派遣、小規模離島への支援員の巡回派遣等の広域的な支援を実施する。
高齢者等の福祉の向上及び増進	① 離島地域における介護サービス提供体制総合支援事業 (R3:島しょ型福祉サービス総合支援事業) 介護サービス事業の効率的な運営が困難な離島地域の市町村に対し、事業所運営の支援に要する経費等の一部を補助する。
	② 地域住民を見守り、支えるネットワーク形成促進事業(ゆいまー事業) 地域共生社会の実現に向けて、市町村における包括的な支援体制整備が適正かつ円滑に行われるように後方支援を行う。

6. 地域文化の振興等

(1) 施策展開

地域の歴史・風土の中で育まれてきた個性豊かな地域文化は、人々を惹きつける魅力となるものであるほか、地域住民が等しく郷土文化にふれ、豊かな生活を営むためにも、その保存と継承、発展、普及は重要であることから、以下の事項に取り組む。

「地域文化の保存、継承等」

地域文化の保存、継承等については、地域内にある有形、無形、民俗、記念物等の文化財の調査を促進し、重要な文化財の指定を推進するとともに、これらの文化財の保存整備や活用を図る。

また、伝統行事や民俗芸能等の重要性と文化的価値を再評価した上で、地域資源として保全しつつ、観光、教育等に持続的に活用していくことで、適切な継承・発展を図る。さらに、過疎地域等においては芸術鑑賞の機会が少ないことから、その機会の創出に努める。

「地域文化の振興等に係る施設指定等の促進」

地域文化の振興等に係る施設指定等の促進については、登録博物館・博物館相当施設の指定等を促進する。

(2) 主な取組

施 策 名	事 業 内 容
地域文化の保存、継承等	① 沖縄県文化振興事業等推進費 組踊や琉球舞踊等の伝統芸能の鑑賞機会を広く提供するため、かりゆし芸能公演や重要無形文化財保持者等公演を離島過疎地域等で実施する。
	② 地域の文化芸術振興事業 離島及び北部地域は、都市部と比較して実演家による文化芸術舞台公演に触れる機会が少ないため、当該地域において実演家による公演の実施や、県外・海外での公演に係る支援を行う。
	③ 沖縄県芸術文化祭事業 広く県民に芸術鑑賞の機会を創出するため、過疎地域(本島北部)において沖縄県芸術文化祭展示部門(写真部門)の移動展を実施する。

施 策 名	事 業 内 容
	④ 沖縄県芸術鑑賞機会提供事業 舞台芸術鑑賞機会を提供する。
	⑤ 組踊等教育普及事業 学校における組踊等伝統芸能の公演及びワークショップ

7. 集落の整備

(1) 施策展開

住民の減少や高齢化が進行している実状、今後の人口減少の予測を踏まえ、地域社会を存続させるための集落整備が必要であることから、以下の事項に取り組む。

「集落の維持」

集落の維持については、生活圏内での機能・サービスを確保・集約した「小さな拠点」づくりや、その周辺集落間をつなぐネットワークコミュニティを構築するなど、住民の生活に必要な生活サービス機能の維持に取り組む。さらに、若者が定着する魅力と活力にあふれた地域社会を形成するためには、住民の創意・工夫を生かし、各地域の持つ多様で魅力的な地域資源を地域の宝・財産として磨き上げ、優位性や独自性を発揮させるソフト面の対策を強化に取り組む。

「集落の再編整備」

集落の再編整備については、地域の持続的発展を図るための住宅のストックの形成や住みやすい住環境づくりのための各種公共施設等の整備を促進する。また、移住希望者のニーズに対応できるような宅地や住宅の整備及び供給について、関係市町村の取組を支援する。

「集落を支援する人材の確保」

集落を支援する人材の確保については、地域の実情に応じて、集落点検や集落のあり方に関する住民同士の話し合い等に従事する集落支援員などのサポート人材の設置を促すとともに、国の制度と過疎市町村等の現場の総合的なコーディネート、先進事例等の情報提供を行うなど、実行的な集落対策を展開できるよう支援する。

(2) 主な取組

施 策 名	事 業 内 容
集落の維持	① 離島・過疎コミュニティビジネス支援事業【再掲】 (R3: 小さな拠点づくり支援事業) 離島や過疎地域における住民サービスの維持や産業の振興による雇用創出など持続的な地域コミュニティの維持・再生のため、地域住民の創意工夫によるコミュニティビジネスの構築を支援する。

第2節 地域の資源・魅力と特性を生かした産業振興と地域経済の活性化



1. 産業の振興

(1) 施策展開

過疎地域等の特性と住民の創意を生かした特色のある産業の振興が、地域の持続的発展に果たす役割が大きいことから、産業振興のための諸計画との調和を図りつつ、総合的・計画的な施策の推進を図るため、以下の事項に取り組む。

「農林水産業の振興」

農業については、かんがい施設、ほ場及び防風施設等の各種農業生産基盤の整備を推進するとともに、農業技術の開発・普及、農業経営の安定化及び担い手への農地利用集積や農業後継者の育成・確保に努め、生産供給体制の拡充強化を図る。特に過疎地域等において地域経済に重要な位置を占めるさとうきび産業や畜産業の振興に努めるとともに、亜熱帯海洋性気候を生かした園芸作物等の生産振興を図る。さらに農業者自らが生産・加工・販売を行う6次産業化による高付加価値化など所得の向上による農業の振興を図る。

林業については、保安林等の整備を推進し、国土の保全、水源のかん養等森林の持つ公益的機能の総合的な維持増進に努めるとともに、林業生産基盤の整備を促進し、地域の特性に応じた特用林産物の生産振興等、地域の特性に応じた林業の育成に努める。

水産業については、良好な漁場環境の最大活用とつくり育てる漁業等を推進し、新しいニーズに対応した漁港・漁村の整備を行い、資源管理型漁業の推進及び水産物流通加工体制の整備拡充等を図るとともに、漁業後継者の確保・育成に努め、漁業経営の安定化を図る。また、水産業の生産基盤となる漁港・漁場施設の整備を引き続き推進する。漁港施設については、長寿命化対策、防災・減災対策、荒天時の安全係船対策、漁業就労環境の改善等を柱とした整備を推進し、漁場施設については、浮魚礁の更新整備等を推進する。

農山漁村地域においては、持続可能な定住条件の確保に向けて、農山漁村集落の環境整備を促進するとともに、農林水産物の流通体制の整備や県内外への地域特産物の出荷コストの負担軽減等により、持続可能な農林水産業の振興を図る。

「地場産業の振興」

地場産業のうち製造業については、地域資源を生かした特産品づくりを進め、加工施設の近代化、加工技術の向上等生産体制の強化を図るとともに、製品の供給体制の安定化及び販路の拡大に努める。

伝統工芸産業等については、需要の多様化等時代のニーズに合った製品の開発を推進し、商品の多様化を図り、産地組合の共同購買及び共同販売等を促進するとともに、後継者の育成・確保及び原材料の安定供給に努める。あわせて、産地組合の組織機能を強化する。

「企業誘致の対策」

企業誘致の対策については、本県の過疎地域等の持つ豊かな自然と独特の伝統文化等の地域資源を生かし、環境保全に配慮しつつ、観光産業等の誘致を推進するとともに、農林水産加工品の供給等関連産業への経済効果の波及拡大を図り、あわせて、地域の特性や企業ニーズを踏まえ、地元自治体と連携して、企業の誘致を促進する。

「起業の促進」

起業の促進については、専門家による助言や創業時に特化した融資メニューの活用など、創業しやすい環境の構築のほか、創業した後に事業が安定して継続できる支援体制の構築に取り組んでいく。また、事業転換や経営多角化など、新たな取組にチャレンジする企業への経営支援に向けて、政策金融機関や民間金融機関等との連携による融資の活用を促進する。

「商業の振興」

商業の振興については、域外客を増大させるため、離島フェアなどのPRの機会を通し、地元製品の認知度向上、販売促進を図る。また、地域商工会等による経営改善指導等の強化及び県融資制度の各種資金の活用を図るとともに、地域産業を支える事業者や団体等が実施する地域ぐるみの取組や、地域を越えて協働する取組に対し支援を行うことにより、地域商業活性化を促進する。

「観光の振興」

観光産業については、過疎地域等の持続的発展の先導的役割を担う産業として、亜熱帯・海洋性の気候風土、美しい自然環境及び固有の伝統文化、地域社会との調整等に配慮し、サステナブル（持続可能）／レスポンシブル（責任ある）／ユニバーサル（誰もが楽しめる）・ツーリズムの推進を念頭に置きながら、エコツーリズム、アドベンチャーツーリズム等の体験・滞在型の観光等、地域の特色を生かした個性ある観光地づくりを推進する。また、税制優遇措置等を活用した観光の魅力づくりや受入体制の整備、観光情報の発信などを推進し、地域総体としての魅力の向上に努めるとともに、関連産業間の連携を強化し、観光を軸とした地域経済への波及効果の拡大を図る。また、県内各地域の観光資源や魅力を活用した沖縄ならではのワーケーションのプロモーションを行い、働きながら過疎地域等での休暇を満喫できるワーケーションの実施を促進する。さらに、オンライン体験プログラムの開発造成や、デジタル媒体を活用して住民自ら離島の魅力を発信するスキルの向上を支援する。

「新たな産業の振興」

成長の可能性を秘めた新たな産業分野として期待されるブルーエコノミーに関する各種施策の展開においては、過疎地域等の地理的特性を最大限に生かしていく観点を持つとともに、地域の活性

化にも資するよう、関係市町村と連携して取り組んでいく。

「就業の促進」

就業の促進については、地域住民が空いた時間等を活用して収入を得られるテレワーカーの育成や地域内外の単発の仕事を請け負うギグワーカーとして就業できる機会を拡充するためのプラットフォームを構築するなど、「時間」、「場所」、「組織」に関する多様な働き方の実現に向けた施策の充実を図る。

(2) 主な取組

施 策 名	事 業 内 容
農業の振興	① 水利施設整備事業 農業用水の確保、かんがい施設の整備、排水施設の整備等を行い、農業生産基盤の整備を図る。
	② 農地整備事業 ほ場の区画整理、農道の整備等を総合的にを行い、農業生産基盤の整備を図る。
	③ 水質保全対策事業(耕土流出防止型) 耕土流出防止対策施設等の整備を行い、農村環境の保全を図る。
	④ 農地保全整備事業 農地を災害等から保全するために、農地保全施設等の新設・改修等を行い、農業生産基盤の保全を図る。
	⑤ ため池等整備事業 老朽ため池の改修及び土砂崩壊防止工事を行い、農業生産基盤の保全を図る。
	⑥ 農地中間管理機構事業 農地バンクが高齢農家等から農地を借受け、担い手へ貸すことにより、農地の集積・集約を促進し、農地の有効利用や経営の効率化を図る。
林業の振興	① 山地治山総合対策事業 (R3:山地治山事業) 林地崩壊等により下流の人家や農耕地等に被害を及ぼす荒廃山地の復旧や荒廃危険山地の崩壊を未然に防止するため、山地治山(復旧・予防)事業を実施する。
	② 防災林整備事業 台風や季節風による、保安林の侵食及び機能の低下に対処するた

施 策 名	事 業 内 容
	め、防災林整備等を実施し、人家・農耕地等保全対象の被害の軽減を図る。
	③ 流域保全総合治山事業 (R3:水源地域等保安林整備事業) 保安林の機能が低位な箇所の保育や改良整備、複層林への誘導等により、森林の整備を実施する。
	④ 県営林造成事業 人工造林、樹下植栽、下刈り、除伐等を実施し、森林の有する水源のかん養等の公益的機能の高度発揮及び森林資源の充実強化を図る。
水産業の振興	① 水産基盤整備事業 漁港施設の長寿命化対策、防災・減災対策、荒天時の安全係船対策、漁業就労環境の改善等を図るため、水産物供給基盤機能保全事業、漁港施設機能強化事業、水産流通基盤整備事業、水産生産基盤整備事業を行う。また、浮魚礁の更新整備等を行うため、水産環境整備事業を行う。
	② 漁港漁村環境整備事業(漁村再生交付金事業) 漁村再生交付金により、漁港、漁場、漁村の一体的な整備を行う。漁港の就労環境及び漁村の生活環境の向上に必要な施設整備を行う。
	③ 地域水産物供給基盤整備事業 漁港施設、魚礁・増殖場、特定目的岸壁等を整備する。
その他、農業・水産業の振興	① 農林水産物条件不利性解消事業(北部離島地域振興対策) 市町村が策定する生産振興計画の登録生産者等に対し、地域特産物に関する県内外への出荷コストの負担軽減措置を実施する。
地場産業の振興	① 工芸人材育成事業 産地振興計画に基づいて行われる、伝統工芸産地事業協同組合の人材育成を支援する。
	② 離島特産品等マーケティング支援事業 離島特産品等に関し、地域連携による販売戦略の構築・実施について外部専門家の指導等を行うことにより、離島特産品等の販売を促進する。

施 策 名	事 業 内 容
	③ 離島フェア開催支援事業 離島の産業振興とあわせて、離島地域と都市地域間及び離島相互間の交流を促進するとともに、新たな地域資源を発掘し、住民自らの創意工夫による地域づくりを支援することを目的として開催される離島フェアについて、離島フェア開催実行委員会に負担金を拠出し、その開催を支援する。
	④ 稼ぐ県産品支援事業 (R3:県産品拡大展開総合支援事業) 県産品の商品特性の浸透を図るためのプロモーション事業を展開するほか、県外のニーズに合った商品開発支援やビジネスマッチング、マーケティング専門アドバイザー等を設置し、県内事業者への指導・助言を行う等、県産品の販路拡大に向けた総合的な支援を行う。
観光産業の振興	① 自然公園施設整備事業費 自然公園の利用促進を図るため、園地、休憩所、公衆トイレ等の施設整備(長寿命化)を行う。
	② 離島体験オンラインサポート事業 オンラインで体験できる離島の特色を生かした体験プログラムを開発するとともに、効果的に配信するための環境整備を図るため、ノウハウの提供、講師の派遣、発信サポート等の支援を行う。
	③ 離島デジタル広報・販売スキル向上事業 離島事業者に対し、デジタル媒体を活用したセールスプロモーションのノウハウを提供することで、全国的に加速化するデジタルシフトへ対応するとともに、マーケティング活動の効率化と低コストな広報能力の向上を図る。
	④ 離島観光活性化促進事業 離島への観光客誘致を促進するため、離島へのチャーター便支援、離島観光プロモーション、離島観光基盤強化(主要離島地域の観光協会が主体となった地域プロモーション)等を実施する。
	⑤ 沖縄ワーケーション促進事業 国内観光客の増加、滞在日数の延伸及び来訪時期の平準化を図るため、県外企業等向けに「新しい生活様式」を踏まえた沖縄でのワーケーションを促進するプロモーションを行う。
就業の促進	① 離島ICT利活用人材等高度化事業 (R3:離島ICT利活用促進事業) 離島テレワーカーの高付加価値化を目指し、離島における収益力強

施 策 名	事 業 内 容
	化を図る。

第3節 施策展開を支える取組の推進



1. 移住・地域間交流の促進による人材の確保・育成

(1) 施策展開

過疎地域等の条件不利性を克服し、活力ある持続可能な地域社会を実現するためには、移住者の持続的な受入れによる人口の社会増の拡大、地域間交流等を通じて地域と様々なかたちで関わりを持つ関係人口の創出及び地域社会の担い手となる人材の確保・育成が重要であることから、以下の事項に取り組む。

「移住の促進」

移住の促進については、移住者の受入れによる地域活性化につなげるため、県・市町村及び民間団体等が連携し先進事例や課題等の共有を図る協議会を開催するなど、市町村の創意工夫による移住者の受入れを支援するとともに、県外における移住相談会の開催や移住応援サイトの運用等を通じて、住まいや仕事、子育て支援など移住を検討する上で必要な情報を積極的に発信する。また、市町村と連携し移住希望者と受入地域の間をコーディネートし円滑に移住できるようサポートする中間支援組織の機能拡充を図る。

「地域間の交流の促進」

地域間の交流の促進については、過疎地域等の豊かな自然や独特の伝統文化を生かし、各種のツーリズムや児童生徒の体験交流等を行う。また、地域特有の魅力をブランディングし、広く発信するとともに、地域からの積極的な情報発信ができるようサポートすることで、認知度向上を図る。さらに、地域交流・共創型ワーケーションやボラケーション(旅行先でのボランティア活動)など、離島・過疎地域ならではの関わり方を通して地域とのつながりを強化し、関係人口の創出に取り組む。

「地域の担い手となる人材の確保・育成」

地域社会の担い手となる人材の確保・育成については、地域おこし等を実現するために必要な専門知識、ノウハウ、経験を有する人材の育成、地域おこし協力隊などの外部人材の誘致、地域おこしに取り組む関係者のネットワークを充実・強化、地域住民が地域課題に接する機会の拡充に取り組むほか、関係市町村と連携し、地域内外の若者等を呼び込むことができる雇用環境の整備を促進する。

(2) 主な取組

施 策 名	事 業 内 容
移住の促進	① 移住定住促進事業 中間支援組織養成講座及びふるさとワーキングホリデーの実施、移住フェアへの出展、移住相談会や移住体験ツアーの開催、移住応援サイトの運用等を行う。
地域間交流の促進	① 離島ブランディング(島あっちい・島まーる推進)事業 (R3:離島観光・交流促進事業) 小規模離島地域における交流人口の増大及び関係人口の創出を目的に、離島旅行商品の県外への販路拡大を図るとともに、県内外からの小規模離島地域に対する理解促進と島の活性化を図るため、離島観光産業の発展を支援する事業者へ運営費を一部補助し、離島経済の発展につなげる。
	② 沖縄離島体験・デジタル交流促進事業 (R3:沖縄離島体験交流促進事業) 離島に関する認識を深めるために、児童を離島に派遣し、体験プログラム、民泊等を実施するとともに、オンラインによる離島体験学習や交流を促進する。
	③ 沖縄・奄美連携交流促進事業 地理・自然・歴史・文化等の背景から県域を越えて交流が行われている沖縄-奄美間において、両地域の連携・交流をさらに促進し、調和ある発展を図るため両地域間の移動コストの低減を行う。
	④ 沖縄しまっちんぐ推進事業 (R3:沖縄しまっちんぐ実証事業) 離島・過疎地域におけるワーケーションの魅力向上等を図るため、ワーケーション目的の来訪者や地域貢献に関心がある企業などを対象に、地域の現状や特色などを学び・体験するモニターツアーの開催や各種情報発信を行う。
地域社会の担い手となる人材の確保・育成	① 地域づくり推進事業【再掲】 市町村や持続可能な地域づくりに取り組む人材等の交流・連携・協働を促進し、自主・自立した地域づくりを推進する。
	② 市町村広域連携支援事業 離島行政を支える職員の安定的な確保を図るため、離島町村の連携による職員採用試験の共同実施に向けた取組を支援する。



2. 地域における情報化

(1) 施策展開

本県の過疎地域等は、沖縄本島北部と広大な海域に点在する多くの離島にあるため、地域の情報化の促進を図ることは、地理的不利性を克服し、定住条件の整備と産業振興を図る上で不可欠であることから、以下の事項に取り組む。

「情報通信基盤の整備及び地域情報化の促進」

情報通信基盤の整備については、民間の自主的な整備が困難な過疎地域等において、都市部と同等の情報通信環境を確保し、デジタル社会に対応するため、民間通信事業者、関係市町村及び国と連携を図りながら、海底光ケーブルや光ファイバ網、5Gをはじめとした次世代の情報通信基盤の整備を推進する。

地域情報化の促進については、地理的な遠隔性をはじめ、過疎地域等が抱える様々な不利性を克服するため、観光業、農林水産業、製造業など地域の事業者と情報通信事業者との連携・共創によるDXの取組を支援するとともに、地域のDXを牽引する人材や企業等のデータ活用人材の育成支援に取り組む。また、離島の各セクターが持つデータのオープン化を促進するとともに、官民の様々なデータを地域の活性化や新たなビジネスに活用できるデータ活用基盤を構築し、地域の企業等への活用を促進する。また、自治体DXの推進体制の強化を図るため、市町村に対し、職員の人材育成や、個別の実情に応じた伴走型の支援を行う。その他、先端ICTに対応した社会システムの構築や新ビジネスの創出に向けては、新技術の実用化研究や新たなビジネスモデルの実証事業の場(テストベッド)として過疎地域等の活用を促進し、先端技術の取り込みを図る。

「ICTを活用する能力の習得に向けた機会の提供」

ICTを活用する能力の習得に向けた機会の提供については、「超スマート社会（Society5.0）」の到来を見据え、地域住民がICTを活用する能力を習得することができるよう、過疎地域持続的発展支援交付金等を活用し、市町村等と連携した事業を実施する。

(2) 主な取組

施 策 名	事 業 内 容
情報通信基盤の整備	① 大東地区情報通信基盤整備推進事業 大東地区において、高度な情報通信環境の形成を図るため、高速大容量の中継伝送路(海底光ケーブル)を整備(区間:沖縄本島～北大東島、南大東島～北大東島)する。
	② 超高速ブロードバンド環境整備促進事業 離島及び過疎地域を対象に、超高速ブロードバンド環境の整備を促進する。
	③ 離島地区情報通信基盤高度化事業 離島において、オンライン教育や5G利活用等のデジタル社会の推進を図るため、地域の通信需要増加を見据えた海底光ケーブル通信設備の機能強化を行う。
地域情報化の促進	① 離島・過疎地域づくりDX促進事業 離島・過疎地域のデジタル実装を進め、デジタル技術の活用により、離島・過疎地域の個性を生かしながら、地域課題の解決と持続可能な地域づくりを目指す。
	② DX人材確保育成市町村支援事業 県・市町村の自治体DXに向けた体制強化を図るため、職員を対象とした研修や市町村個別の実情に応じた伴走型の支援を行う。
	③ 沖縄DX促進支援事業 県内企業が県内IT企業と連携して実施するDXの取組を支援する。
	④ DX人材養成事業 他産業でのDX推進を担う中核人材を育成するとともに、DXに関する啓発セミナーを実施する。

第4節 過疎市町村等に対する援助

過疎地域等の振興については、これまで沖縄県過疎地域自立促進計画等に基づき諸施策が講じられ、産業基盤、交通・通信体系、生活環境等社会資本の整備を進め、相当の成果を上げてきた。

しかしながら、過疎地域等の持つ地理的、自然的条件の不利性から、非過疎地域との間には依然として多くの格差があるほか、若者の慢性的な流出や高齢化の進行など、なお多くの課題が残されているが、過疎市町村等は総じて財政力が脆弱であることから、引き続き、過疎市町村等に対し、行財政上の援助措置として県単独補助事業、国庫補助事業に対する県費のかさ上げ及び貸付事業を実施する。

施 策 名	事 業 内 容	備考
農業の振興	① 水利施設整備事業 補 助 率:15.5%(離島) 11%(本島) 補助対象:農業用排水施設の新設・改良	県費かさ上げ
	② 農地整備事業 補 助 率:16.5%(離島) 14.5%(本島) 補助対象:区画整理等の基幹事業とあわせて行う総合的な農業生産基盤の整備	県費かさ上げ
	③ 水質保全対策事業(耕土流出防止型) 補 助 率:15%(離島) 12.5%(本島) 補助対象:土砂流出防止対策施設等の整備	県費かさ上げ
	④ 農地保全整備事業 補 助 率:15%(離島) 10%(本島) (あわせて行う工事) 区画整理等 16.5%(離島) 14.5%(本島) 畑かん 15.5%(離島) 11.0%(本島) 補助対象:農地浸食防止工事、特殊農地保全整備工事、珊瑚礁等の排除事業、防風施設工事	県費かさ上げ
	⑤ 国営かんがい排水事業 補 助 率:20/3%(離島) 5%(本島) 補助対象:農業用排水施設の新設・改良	県費かさ上げ
	⑥ 農業基盤整備促進事業 補 助 率:15.5%(離島) 11%(本島) 補助対象:農業用排水施設の新設・改良、農作業道、農用地の区画形質等の変更	県費かさ上げ

施 策 名	事 業 内 容	備 考
水産業の振興	⑦ 農業集落排水事業 補 助 率:15%(離島) 12.5%(本島) 補助対象:農業集落の汚水処理施設等の整備・改築	県費かさ上げ
	⑧集落基盤再編・整備事業 補 助 率:15%(離島) 12%(本島) 補助対象:農業生産基盤整備と農村生活環境整備の総合的な整備	県費かさ上げ
	①漁港漁村環境整備事業(漁村再生交付金事業) 補 助 率:漁港施設20.0%(離島) 10.0%(本島) その他12.5%(離島) 10.0%(本島) 補助対象:漁港施設、漁場施設、漁港環境施設、 漁業集落環境施設、水域環境保全、 地域創造型	県費かさ上げ
航空交通の確保	① 離島空路確保対策事業 補 助 率:運航費1/3以内、航空機1/4以内 補助対象:離島航空路線の運航費及び航空機購入費	県単独
陸上交通の確保	①バス路線補助事業 補 助 率:1/2以内 補助対象:生活バス路線運行による経常欠損額及び 車両購入費 (離島・過疎地域は補助要件及び限度額を緩和)	県単独
海上交通の確保	① 離島航路補助事業 補 助 率:欠損額から国の補助額を差し引いた額の 2/3以内の額。 補助対象:離島航路の欠損額	県単独
医療の確保	② 離島航路運航安定化支援事業 補 助 率:公営航路90/100、民営航路72/100 補助対象:離島航路事業者の船舶確保に係る建造費 又は購入費	沖縄振興特別 推進交付金
	① へき地患者輸送車(艇)整備事業 補 助 率:1/2 補助対象:へき地患者輸送車(艇)の整備	県費かさ上げ
	② へき地診療所施設整備事業 補 助 率:1/4 補助対象:へき地診療所施設の整備	県費かさ上げ

施 策 名	事 業 内 容	備 考
その他	③ へき地診療所運営補助事業費 補 助 率:1/4 補助対象:へき地診療所の欠損額の補助	県費かさ上げ
	④ へき地診療所設備整備補助事業 補 助 率:1/8 補助対象:へき地診療所の設備整備	県費かさ上げ
	① 市町村振興資金貸付金 根 拠:沖縄県市町村振興資金貸付基金条例 対象事業: ・ 離島、辺地又は過疎地域の振興に必要な事業 ・ 合併市町村振興事業 貸付利率: ・ 財政融資資金の貸付利率に10分の7を乗じて得た利率に2分の1を乗じて得た利率 ・ 無利子 償還期間: ・ 15年以内(うち据置期間1年以内) ・ 10年以内(うち据置期間1年以内) 償還方法: ・ 元利均等年賦償還 貸付限度額: ・ 原則として、1市町村につき一会計年度1億円 ・ 1合併市町村につき一会計年度2億円	貸付事業

【参考】

主な取組の対象市町村一覧表

※計画策定及び変更時点で想定される各事業の対象市町村(区域内の一部地域の場合も含む)であり、事業の有無が確定しているものではない。

事業名	過疎市町村															特定市町村		その他市町村		
	宮古島市	南城市	国頭村	大宜味村	東村	本部町	伊江村	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	伊平屋村	伊是名村	久米島町	多良間村	与那国町		北大東村	竹富町
生活環境の整備																				
自然環境の保全及び再生																				
①自然環境の保全利用協定締結推進事業			●																●	石垣市ほか4団体
②外来種対策事業	●																		●	
③サンゴ礁保全再生地域モデル事業															●					恩納村
④指定管理鳥獣捕獲等事業								●	●											
⑤世界自然遺産保全・適正利用推進事業(R3:世界自然遺産登録推進事業)			●	●	●														●	
⑥マングース対策事業			●	●	●															
ごみ処理施設等の整備																				
①離島廃棄物適正処理促進事業	●						●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	石垣市
②海岸漂着物等地域対策推進事業	●		●	●		●	●		●		●		●	●	●	●		●		
公園、公営住宅の整備																				
①都市公園整備事業	●																			
②公営住宅整備事業	●																			
消防・防災体制の充実																				
①消防防災ヘリ導入推進事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
防災・減災対策のための社会基盤の整備																				
①-1大保川河川改修事業				●																
①-2満名川河川改修事業						●														
①-3謝名堂川河川改修事業															●					
①-4田原川河川改修事業																	●			
②-1饒波川砂防事業				●																
②-2小兼久川通常砂防事業				●																
③渡嘉敷(3)(4)地区急傾斜地崩壊対策事業								●												
④有銘海岸高潮対策事業					●															
⑤-1塩屋湾海岸(白浜地区)海岸堤防等老朽化対策緊急事業				●																
⑤-2船浮港海岸(船浮地区)海岸堤防等老朽化対策緊急事業																			●	
再生可能エネルギーの利用推進																				
①島しょ型エネルギー社会基盤構築事業	●									●	●	●			●	●	●	●	●	
過疎地域等のSS(ガソリンスタンド)への対応																				
①石油製品輸送等補助事業	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市石垣市
②地域づくり推進事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他全団体
③離島・過疎コミュニティビジネス支援事業【R3:小さな拠点づくり支援事業】	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市石垣市
その他、生活環境の整備																				
①沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市石垣市
②石油製品輸送等補助事業【再掲】	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市石垣市
③緊急時生活物資航空機輸送費補助事業											●							●		
④水源地域環境保全事業			●	●	●															名護市ほか2団体
交通施設の整備、交通手段の確保																				
港湾の整備																				
①前泊港													●							
②仲田港														●						
③伊江港							●													

事業名		過疎市町村														特定市町村		その他市町村			
		宮古島市	南城市	国頭村	大宜味村	東村	本部町	伊江村	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	伊平屋村	伊是名村	久米島町	多良間村		与那国町	北大東村	竹富町
港	④本部港						●														
	⑤水納港						●														
	⑥兼城港														●						
	⑦粟国港									●											
	⑧渡嘉敷港							●													
	⑨座間味港								●												
	⑩慶留間港								●												
	⑪北大東港																	●			
	⑫南大東港											●									
	⑬多良間港														●						
	⑭白浜港																		●		
	⑮船浦港																		●		
	⑯祖納港																	●			
	空港の整備																				
	①伊平屋空港													●							
	②伊江島空港							●													
③宮古空港	●																				
④下地島空港	●																				
⑤久米島空港															●						
⑥与那国空港																	●				
⑦北大東空港																		●			
⑧南大東空港											●										
⑨粟国空港										●											
⑩波照間空港																			●		
⑪多良間空港																●					
⑫慶良間空港									●												
国道																					
①国道449号(本部北道路)							●														
②国道331号(塩屋工区)				●																	
③国道390号	●																				
県道																					
①平良下地島空港線	●																				
②下地島空港佐良浜線	●														●						
③久米島一周線(比嘉～島尻)																					
④城辺下地線(下里添～与那覇)	●																				
⑤与那国港線																	●				
⑥名護本部線						●															
⑦マクラム通り線	●																				
⑧市場通り線(西仲宗根)	●																				
⑨マクラム通り線(下里工区)	●																				
⑩久松線	●																				
⑪久米島空港真泊線															●						
⑫平良久松港線	●																				
⑬保良西里線	●																				
⑭県道114号						●															
⑮平良新里線	●																				
⑯平良下地島空港線	●																				

事業名	過疎市町村																特定市町村		その他市町村	
	宮古島市	南城市	国頭村	大宜味村	東村	本部町	伊江村	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	伊平屋村	伊是名村	久米島町	多良間村	与那国町	北大東村		竹富町
県道(公共交通安全)																				
①久米島空港真泊線															●					
②北南線												●								
③粟国港線										●										
④与那国島線																	●			
航空交通の確保																				
①離島空路確保対策事業																●				
②離島交通ヘリコプター活用支援事業								●	●	●	●									
陸上交通の確保																				
①バス路線補助事業	●	●	●	●		●	●								●				●	
②交通安全施設整備(公安委員会分)	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
③運転免許出張試験	●				●										●					
④高齢者講習の出張講習								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
海上交通の確保																				
①離島航路補助事業	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市
②離島航路運航安定化支援事業	●	●														●				
教育の振興																				
県立高等学校の教育施設の整備																				
①県立久米島高校															●					
教育の機会均等の確保																				
①離島児童生徒支援センター運営事業		●				●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	うるま市
②学校体育関係団体補助事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他全団体
③青少年文化活動事業	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	
④離島高校生修学支援事業	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	うるま市
⑤複式学級教育環境改善事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	複式学級の小学校を設置する団体
⑥私立専修学校授業料等減免事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他全団体
保健医療の確保																				
医療の確保																				
①へき地診療所設備整備補助事業		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	名護市
②へき地診療所施設整備等補助事業		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	名護市
③へき地診療所運営補助事業		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	名護市
④医師修学資金等貸与事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他全団体
⑤自治医科大学学生派遣事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他全団体
⑥へき地医療支援機構運営事業		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	うるま市
⑦県立病院医師確保支援事業(R3:県立病院医師派遣補助事業、県立病院医師確保環境整備事業)	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	名護市ほか2団体
⑧県立病院専攻医養成事業	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	名護市ほか2団体
⑨県立病院医師研修派遣事業	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	名護市ほか2団体
⑩離島診療所代診医支援事業(R3:代診医派遣事業)		●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●	●	名護市ほか2団体
⑪離島医療体制確保支援事業(R3:専門医派遣巡回診療支援事業)	●	●	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市
⑫離島巡回診療ヘリ等運営事業							●			●	●		●	●						
⑬救急医療用ヘリコプター活用事業		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		●	●	●					本島内全団体
⑭ヘリコプター等搬送体制確保事業(R3:ヘリコプター等添乗医師等確保事業)	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市
⑮医療情報システム整備事業	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●		●		●	●	うるま市 石垣市
⑯離島医療体制確保支援事業(R3:離島患者等通院費支援事業)	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市
⑰離島医療組合対策事業															●					
⑱地域がん診療連携拠点病院機能強化事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他全団体
⑲がん医療連携体制推進事業	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他全団体

事業名			過疎市町村															特定市町村		その他市町村																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																					
			宮古島市	南城市	国頭村	大宜味村	東村	本部町	伊江村	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	伊平屋村	伊是名村	久米島町	多良間村	与那国町		北大東村	竹富町																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																			
地域保健の確保	②地域医療連携推進事業		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●

事業名		過疎市町村																特定市町村		その他市町村		
		宮古島市	南城市	国頭村	大宜味村	東村	本部町	伊江村	渡嘉敷村	座間味村	粟国村	渡名喜村	南大東村	伊平屋村	伊是名村	久米島町	多良間村	与那国町	北大東村		竹富町	
移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	③離島フェア開催支援事業	●	●				●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市	
	④稼ぐ県産品支援事業(R3:県産品拡大展開総合支援事業)	●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他 全団体	
	観光産業の振興																					
	①自然公園施設整備事業費	●		●	●				●	●		●				●				●		
	②離島オンライン体験サポート事業	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市	
	③離島デジタル広報・販売スキル向上事業	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市	
	④離島観光活性化促進事業	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市	
	⑤沖縄ワーケーション促進事業	●	●	●		●			●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他 全団体	
	就業の促進																					
	①離島ICT利活用人材等高度化事業(R3:離島ICT利活用促進事業)	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市	
	移住の促進																					
	①移住定住促進事業	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他 全団体
	地域間交流の促進																					
	①離島ブランディング(島あっちい・島まる推進)事業(R3:離島観光・交流促進事業)	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市	
	②沖縄離島体験・デジタル交流促進事業(R3:沖縄離島体験交流促進事業)	●	●					●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市	
③沖縄・奄美連携交流促進事業	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他 全団体		
④沖縄しまっちゃんぐ推進事業(R3:沖縄しまっちゃんぐ実証事業)	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市		
地域社会の担い手となる人材の確保・育成																						
①地域づくり推進事業【再掲】	●	●	●		●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他 全団体	
②市町村広域連携支援事業								●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●		
地域における情報化																						
情報通信基盤の整備																						
①大東地区情報通信基盤整備推進事業													●						●			
②超高速ブロードバンド環境整備促進事業													●						●			
③離島地区情報通信基盤高度化事業		●							●	●	●	●				●	●	●		●	石垣市	
地域情報化の促進																						
①離島・過疎地域づくりDX促進事業		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	うるま市 石垣市	
②DX人材確保育成市町村支援事業		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他 全団体	
③沖縄DX促進支援事業		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他 全団体	
④DX人材養成事業		●	●	●		●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	その他 全団体	

沖縄県過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

沖縄県企画部 地域・離島課

沖縄県那覇市泉崎1-2-2

TEL(098)866-2370
